

# 平成 31 年度 香取市国民健康保険保健事業実施計画

## 1 目的

香取市国民健康保険保健事業実施計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成 16 年 7 月 30 日厚生労働省告示第 307 号）」に基づき、被保険者の健康の保持増進を図るとともに、健康寿命の延伸・生活の質（QOL）を向上させるためデータヘルス計画に基づく保健事業を効果的に実施することを目的とする。

## 2 事業の概要

### （1）特定健診受診率向上対策

糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、「第三期香取市特定健康診査等実施計画」に基づき、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査を実施する。

また、集団健診とかかりつけ医等の医療機関健診の選択による受診及びがん検診との同時実施等により利便性の向上を図る。

特定健康診査の受診率の向上を図り、健診受診者を対象としたインセンティブを付与した事業を実施する。

未受診者対策として、特定健診未受診者へ受診勧奨を実施する。さらに、みなし健診の実施、広報等による啓発を実施する。

### （2）早期介入による生活習慣病予防対策

若年層からの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特定健診と同時に早期健康診査を実施し、検査結果から保健指導等を実施する。

### （3）特定保健指導実施率向上対策

生活習慣病への移行を予防するため、特定健康診査の結果をもとに階層化を行い、健康の保持に努める必要がある者を対象に保健師・管理栄養士等による特定保健指導を実施する。

### （4）生活習慣病重症化予防対策事業

特定健診にて 1 日推定塩分摂取量検査を実施し、分析結果をもとに減塩の啓発をする。

生活習慣病発症予防として、特定健康診査等の結果に基づき、受療勧奨判定値に至らない生活習慣病のリスクのある者に対して、医師等による教育や相談事業などで生活習慣の改善を促す。また、生活習慣病に関する情報提供を行う

生活習慣病重症化予防として、特定健診等の結果に基づき、早期発見・早期治療に向けた受療勧奨を行う。

また、糖尿病性腎症患者に対して講演会及び生活習慣の改善指導等を実施し、疾病の重症化を予防する。

(5) 短期人間ドック費用助成事業

生活習慣病などの疾病の早期発見、早期治療のため、被保険者の健康の保持増進に寄与することを目的に、「香取市国民健康保険短期人間ドック助成事業実施要綱（平成 20 年香取市告示第 68 号）」に基づき、短期人間ドック（人間ドック、脳ドック）の検査に要する費用の一部を助成する。

(6) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）普及率向上事業

後発医薬品について周知し、利用率の向上により医療費軽減を図る。

(7) 適正受診の啓発

重複・頻回受診者・多剤服薬者に対して、訪問指導等により、適正な医療の受け方を説明し、医療費適正化を図る。

### 3 事業計画

以下に定める事業を実施する。

(1) 特定健康診査受診率対策

① 特定健康診査

【目的】 生活習慣病の予防・早期発見に資するため内臓脂肪症候群に着目した効果的・効率的な健康診査を実施し、被保険者の健康管理を図る。

【対象者】 40 歳以上 75 歳未満の香取市国民健康保険被保険者

【実施方法】 集団健診：市内各地区の保健センターや小学校体育館等の会場  
医療機関健診：市内協力医療機関

【実施期間】 平成 31 年 5 月 11 日から 9 月 30 日（集団健診は 8 月 12 日）まで

【自己負担額】 無料

② 特定健康診査未受診者対策

【目的】 糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防するため、特定健診の受診率向上対策に取り組む。

【対象者】 過去 3 年間未受診者のうち、今年度未受診者

【実施方法】 未受診者に対して勧奨通知を実施する。みなし健診実施要項により、医療機関等での検査結果の提出を促す。

【実施期間】 勧奨通知 平成 31 年 6 月から 7 月まで

③ インセンティブ事業

【目的】 特定健診受診者に対して、受診率向上および健康づくりのきっかけとなるようインセンティブを付与した保健事業を実施する。

【対象者】 特定健診受診者

【実施方法】 特定健診受診票と共に応募券を郵送する。健診受診後応募券を回収し健康に役立つ賞品や教室を提供する。また、応募券の中で健診を受診した動機に関するアンケートを実施する。

【実施期間】 平成 31 年 5 月 11 日から 10 月 3 日まで

## (2) 早期介入による生活習慣病予防対策

### ①早期健康診査

【目的】 若年層からの生活習慣病の発症や重症化を予防する。

【対象者】 20歳以上39歳未満の香取市国民健康保険被保険者

【実施方法】 特定健診と同時に早期健康診査を実施

【実施期間】 平成31年5月中旬から9月30日（集団健診は8月12日）まで

【自己負担額】 無料

### ②早期保健指導

【目的】 早期健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、予防効果が多く期待できる者に対して、生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を図る。

【対象者】 早期健康診査の結果から、保健指導、受診勧奨判定者

【実施方法】 保健センター（佐原）で健診結果説明会を実施

## (3) 特定保健指導実施率向上対策

### ① 特定保健指導

【目的】 特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、予防効果が多く期待できる者に対して、生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を図る。

【対象者】 特定健康診査、短期人間ドックの結果から、動機付け支援又は積極的支援が必要とされた者

【実施方法】 保健センター（佐原・小見川）で指導

動機付け支援：生活習慣改善に自主的に取り組むための目標と計画を立て、3か月後以降に改善状況の確認をする。

積極的支援：生活習慣改善に自主的に取り組むための目標と計画を立て、継続的な保健指導を行うとともに、生活習慣改善をサポートし、中間評価、3か月後以降に改善状況の確認をする。

なお、栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な指導を行うものとし、運動教室を開催する。

【実施期間】 通年

【自己負担額】 無料

## (4) 生活習慣病重症化予防対策

### ①「減塩」の推進

【目的】 生活習慣病リスクを減らし、対象者の健康保持・増進・重症化予防を図る。

【対象者】 40歳以上75歳未満の香取市国民健康保険被保険者

【実施方法】 特定健康診査にて、1日推定塩分摂取量検査を経年的に実施し分析結果をもとに減塩の啓発をする。

【実施期間】 平成31年5月中旬から9月30日（集団健診は8月12日）まで。

【自己負担額】 無料

## ②生活習慣病予防教室

【目的】 生活習慣病の発症及び重症化予防のために、自らの健康状態を把握し、生活習慣の見直しおよび改善を促すと共に、医療費の適正化を促す。

【対象者】 香取市国民健康保険被保険者及び市民

【実施方法】 生活習慣病予防及び重症化予防のための各種教室や講演会を開催

○生活習慣病発症予防

- ・ 結果説明会
- ・ 糖尿病予防教室
- ・ 体操教室
- ・ ウォーキング教室

○生活習慣病重症化予防

- ・ 腎臓病予防教室
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防講演会

【実施期間】 通年

## ③糖尿病性腎症重症化予防プログラム事業

【目的】 糖尿病性腎症患者の生活習慣の改善により疾病の重症化を予防する。

【対象者】 特定健診・早期介入健康診査の結果及び医療機関受診状況から基準該当者及び医療機関からの紹介者

【実施方法】 糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく事業計画により実施する。

【実施期間】 通年

## (5) 短期人間ドック費用助成事業

【目的】 被保険者の疾病の予防、早期発見及び早期治療と健康保持増進を図るため短期人間ドック（人間ドック、脳ドック）費用の一部を助成する。

【対象者】 申請日現在、年齢が40歳以上で1年以上香取市国民健康保険の被保険者であり、かつ、国民健康保険税（納期到来分）を完納している世帯に属している者であること。なお、年度内に1回の受検に限るものとし、特定健康診査との重複受検はできない。

【助成額】 検査費用の7割（限度額20,000円）

【申請方法】 希望する医療機関で受検予約を取り、受検前に「短期人間ドック助成申請書」を提出する。

【受検方法】 助成が受けられる者には「短期人間ドック助成承認書」を郵送し、医療機関に被保険者証とともに提出して受検する。

【実施期間】 通年

## (6) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）普及率向上事業

【目的】 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及率向上による医療費の軽減

【対象者】 後発医薬品に切り替えることで、医療費の減額が可能と予測できる者

【実施方法】 対象者への勧奨通知  
医師会への協力依頼

【実施期間】 年3回（6月・10月・2月）

（7）適正受診の啓発

【目的】 重複・頻回受診・多剤服薬をしている被保険者に対し、訪問により受診状況を確認し、適正な受診を勧める。

【対象者】 レセプト情報をもとに、同じ疾病で多数の医療機関を受診または1医療機関に複数日受診している者

【実施方法】 訪問指導業務実施要領に基づき実施

【実施期間】 通年

#### 4 推進体制

